

令和2年4月14日

一般財団法人総合福祉研究会会員の皆様へ

一般財団法人総合福祉研究会
理事長 本井 啓治

平素は当会の会務運営に対しまして多大なご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

会員の皆様方におかれましては、この時期体調は如何でしょうか。今般の新型コロナウイルスの蔓延に対し、日夜クライアントへのご支援に全力を尽くされていることと推察いたします。

4月7日付にて政府から特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、7都府県がその対象地域として指定されたところです。

また、同日「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正され、会員の皆様方のクライアントである各種社会福祉施設等におかれましては、適切な感染防止対策を実施しつつ、事業の継続が求められております。

そこで、当会といたしましても、ご案内のように春の定期研修会・法令遵守研修会・業務推進委員会等の開催を延期させていただいた次第です。

当会会員の事務所におかれましても、最終的には各事務所での判断ですが、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、会員事務所及び事務所職員の皆様及び関係者各位のリスク軽減、クライアントに対する今後も安定したサービスの継続的な提供を目的として、可能な限りテレワーク等による在宅勤務体制へ移行していただくとともに、会員及び事務所職員様がクライアントへ出向くことを可能な限り最小限に抑えていただくことを希望いたします。

4月13日現在の新型コロナウイルスによる世界の累計感染者数は1,861,672人となり、累計死者数も114,980人となっております。3月11日では世界の累計死者数は4,292人でしたので、この1ヶ月間で約26倍に増加したこととなります。

幸いなことに日本では4月13日付の累計感染者数は7,645人であり、累計死者数は109人に留まっています。

日本において、今後もこの感染者数及び死者数を低く抑えるためには、何よりも国民一人一人の自覚と現状の医療体制の維持が前提ですが、医療体制の崩壊は目前に迫っております。

外出の自粛等のコロナ対策と経済活動の活性化とは二律背反の関係にありバランスを取ることが必要ですが、会員の皆さま方が選択する優先順位は以下のように明確と考えます。

①一番は会員・職員及び会員のクライアントの命を護る行動

感染者数・重症者数・死亡者数の発生を最小限に食い止めるためには、普段から三密を避け、外出の自粛、接触機会の低減を組み合わせ実施し、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが必要です。これらの行動により自分自身を守るとともに他人をも守ることとなります。ウイルスは人とともに移動します。人の動きはウイルスの動きと同じです。

(簡単な感染防止自己点検票をご希望の方は本部事務局までお申し出ください)

(貴事務所の F A X 番号)

②次に、クライアントの生きていくべき経済活動の支援

当会会員のクライアントは社会福祉法人・医療法人が多いとは存じますが、収入に対する影響が周り廻ってジワジワと響いてくることが予想されます。

会員の各クライアント先を守ることが会員及び事務所職員の生活を守ることとなります。クライアントに対し経済活動支援策を提案することが必要です。

(経産省のコロナ対策支援解説書は以下の URL です。)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

新型コロナウイルスから人類の命を守るため、このウイルスに効果がある医薬品の早期登場に期待し、それまでともに頑張りましょう。

以上